

平成24年12月14日

第2446号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## ■ 目 次 ■

## 告 示

○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(645・福祉政策課).....	1
○生活保護法による医療機関の指定(646・福祉政策課).....	1
○生活保護法による指定医療機関の指定の辞退(647・福祉政策課).....	2
○生活保護法による施術者の指定(648・福祉政策課).....	2
○平成24年度クリーニング師試験の実施(649・生活衛生課).....	2
○秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(650・水産漁港課).....	3
○道路の供用開始(651～654・北秋田地域振興局建設部).....	5
○道路の供用開始(655・秋田地域振興局建設部).....	7
○建設業の許可の取消し(656・雄勝地域振興局総務企画部).....	7

## 公 告

○条件付き一般競争入札の実施(技術管理課).....	7
○県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(財産活用課).....	8
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部).....	9
○県営土地改良事業の換地処分(山本地域振興局農林部).....	10
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部).....	10

## 選挙管理委員会告示

○個人演説会等を開催することができる施設の指定(102).....	10
○選挙権を有する者の総数の3分の1の数(103).....	10

## 告 示

## 秋田県告示第645号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成24年12月14日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
伊藤胃腸科内科医院	伊藤 隆	にかほ市象潟町字荒屋妻109-1	平成24年11月5日
富永歯科医院	富永 功樹	仙北郡美郷町六郷字荒町117-5	平成24年9月26日
西目はまなす歯科	川嶋 敏宏	由利本荘市西目町沼田字新道下2-19	平成24年9月30日

## 秋田県告示第646号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成24年12月14日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
武道島いとうクリニック	伊藤 隆	にかほ市象潟町字家ノ後65番10	内科、循環器内科、消化器内科、心臓血管外科	平成24年11月6日
アムール薬局十文字店	株式会社フォーアス	横手市十文字町字本町13-5	調剤薬局	平成24年12月1日
富永歯科医院	富永 義樹	仙北郡美郷町六郷字荒町117-5	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	平成24年9月27日
西目はまなす歯科	医療法人信康会	由利本荘市西目町沼田字新道下2-19	歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科	平成24年10月1日
スギ眼科クリニック	杉 紀人	横手市十文字町字本町13-6	眼科	平成24年12月1日

## 秋田県告示第647号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第51条第1項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、同法第55条の2第3号の規定に基づき、告示する。

平成24年12月14日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	辞退年月日
松井医院	医療法人松井医院	横手市赤川字村ノ前38-1	平成24年11月8日

## 秋田県告示第648号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成24年12月14日

秋田県知事 佐竹 敬久

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
佐々木 裕章	潟上市天王字下出戸72	森の丘治療院	岩手県盛岡市青山3-6-8 ショパン館2-F	あん摩マッサージ指圧	平成24年11月9日
森元 真奈美	仙北郡美郷町六郷字本道町44	森の丘治療院	岩手県盛岡市青山3-6-8 ショパン館2-F	あん摩マッサージ指圧	平成24年11月9日

## 秋田県告示第649号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、次のとおり平成24年度クリーニング師試験を実施するので、クリーニング業法施行細則（昭和31年秋田県規則第6号）第4条の規定に基づき、公告する。

平成24年12月14日

秋田県知事 佐竹 敬久

## 1 試験の日時及び場所

## (1) 日時

平成25年3月1日（金）午前10時

- (2) 場所  
秋田市千秋矢留町1番19号 秋田県環衛会館3階大会議室
- 2 受験手数料
- (1) 金額  
10,000円
- (2) 納付方法  
受験願書提出の際、相当額の秋田県証紙を証紙納付書に添付して納付すること。
- 3 受験願書の交付及び受付
- (1) 交付期間  
平成24年12月14日(金)から平成25年1月25日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで(秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)
- (2) 交付場所  
秋田県生活環境部生活衛生課及び住所地为管轄する県の各地域振興局福祉環境部(秋田市に住所地为有する者については秋田地域振興局福祉環境部、県外に住所地为有する者については秋田県内の最寄りの地域振興局福祉環境部)で交付する。  
郵送による交付を希望する場合は、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書請求」と朱書し90円切手を貼付した返信用封筒(洋4型-縦23.5cm、横10.5cm)を添えて生活環境部生活衛生課(〒010-8570秋田市山王四丁目1番1号)あてに申し込むこと。
- (3) 受付期間  
土曜日及び日曜日を除く、平成25年1月10日(木)から同月25日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで。  
郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。
- (4) 受付場所  
住所地为管轄する県の各地域振興局福祉環境部(秋田市に住所地为有する者については秋田地域振興局福祉環境部、県外に住所地为有する者については秋田県内の最寄りの地域振興局福祉環境部)で受け付ける。  
郵送の場合は、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書在中」と朱書すること。
- 4 合格発表  
平成25年3月8日(金)午前9時に秋田県庁正面公告板、各地域振興局福祉環境部掲示板、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に掲示するとともに、可否を受験者に書面で通知する。
- 5 その他  
詳細については、生活環境部生活衛生課(電話 018-860-1592)又は各地域振興局福祉環境部に問い合わせること。

#### 秋田県告示第650号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定により、次のとおり秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を平成24年12月6日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき、公表する。

平成24年12月14日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
- (1) 本県の水産業は、昭和20年代後半から50年代にかけては生産量及び生産金額とも次第に増加傾向を続け、生産量では昭和50年に34千トン、生産額では昭和52年に140億円とピークを示した。しかし、その後は減少傾向が続き、近年は減少傾向に歯止めがかかってはいるものの、依然として低迷状況が続いている。  
このような状況の中で、県北部沿岸、男鹿半島周辺及び県南部沿岸においては、依然として水産業が中核産業となっている地域も多く、地域振興のためにも水産業の発展を図っていく必要がある。そのため、海洋生物資源を適切に管理し、かつ、合理的に利用していくことが極めて重要な課題となっている。
- (2) 本県沖合水域は、寒暖両流が交錯し多種類の魚介類が生息しているが、漁業生産構造において沿岸漁業を主体とした小規模経営体が大多数を占めることから多産少産傾向を示しており、複数の漁業種類間における漁場及び資源利用面での競合が見られるなどの問題点も多い。  
一方、海洋生物資源の現状を見ると、我が国周辺水域においてはその多くが低水準、減少傾向にあることから、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが増えてきている。  
今後ともこのような状況が継続すれば、県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

- (3) 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存及び管理措置を講じてきたところであり、その結果、アワビ等の地先資源を始め、近年ではハタハタに代表されるように広域回遊資源も含めた多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を推進するため、基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講ずることとする。
- (4) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講ずるため、第一種及び第二種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- (5) 漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、内容、当該資源を取り巻く環境等のより詳細な科学的データ又は知見が必要であるので、当該データ及び知見の蓄積を図るために、県水産振興センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
- (6) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進していくこととする。

## 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量は、次のとおりである。なお、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる第一種特定海洋生物資源については「若干」とされており、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる第一種特定海洋生物資源については数量を明示されていない。また、平成25年のさんま、すけとうだら、まさば及びごまさば並びにずわいがにの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定するとされている。

(1) 平成24年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

- ア すけとうだら  
平成24年4月から平成25年3月まで 若干
- イ まあじ  
平成24年1月から12月まで 若干
- ウ まさば及びごまさば  
平成24年7月から平成25年6月まで 若干
- エ ずわいがに  
平成24年7月から平成25年6月まで 30トン

(2) 平成25年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

- ア すけとうだら  
平成25年4月から平成26年3月まで (注) トン
- イ まあじ  
平成25年1月から12月まで 若干
- ウ まさば及びごまさば  
平成25年7月から平成26年6月まで (注) トン
- エ ずわいがに  
平成25年7月から平成26年6月まで (注) トン

(注) すけとうだら、まさば及びごまさば並びにずわいがにの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

## 3 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について定められた数量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) すけとうだら

小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

(2) まあじ

小型定置網漁業については、行使統数を維持するよう指導するとともに、漁獲量の把握に努めるものとする。

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。



## (3) まさば及びごまさば

小型定置網漁業については、行使統数を維持するよう指導するとともに、漁獲量の把握に努めるものとする。

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

## (4) ずわいがに

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）とかご漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進し、資源の保存及び管理に努めるものとする。

## 4 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項

平成25年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業 (うち手繰第一種漁業)	秋田県地先水面	平成25年9月1日から 平成25年10月31日まで	651
	かれい固定式刺し網漁業	秋田県地先水面（ただし、第二種共同漁業権水域を除く）	平成25年2月1日から 平成25年3月31日まで	3,099

## 5 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成25年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業 (うち手繰第一種漁業)	秋田県地先水面	平成25年9月1日から 平成25年10月31日まで	651
	かれい固定式刺し網漁業	秋田県地先水面（ただし、第二種共同漁業権水域を除く）	平成25年2月1日から 平成25年3月31日まで	3,099

## 6 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

## (1) まがれい

日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、「秋田県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を本県として実施する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

さらに、小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）及びかれい固定式刺し網漁業（第二種共同漁業権水域を除く）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるように努めるものとする。

## 7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

## 秋田県告示第651号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成24年12月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	鷹巣川井堂川線	北秋田郡上小阿仁村堂川字大阿瀬馬道上1番5地先から字下 夕川原94番1地先まで

## 2 供用開始の期日 平成24年12月14日

## 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年12月14日から同月27日まで

## 秋田県告示第652号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成24年12月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	揚の下岩脇線	北秋田市七日市字蟹沢岱4番2地先から字品類中島8番2地 先まで

## 2 供用開始の期日 平成24年12月14日

## 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年12月14日から同月27日まで

## 秋田県告示第653号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成24年12月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	285号	北秋田郡上小阿仁村福館字村岱3番1地先から字館26番1地 先まで

## 2 供用開始の期日 平成24年12月14日

## 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年12月14日から同月27日まで

## 秋田県告示第654号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成24年12月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	白沢田代線	大館市山瀬字山瀬215番地先から山田字茂屋屋布後25番1地 先まで

## 2 供用開始の期日 平成24年12月14日

## 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課  
 (2) 期間 平成24年12月14日から同月27日まで

**秋田県告示第655号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成24年12月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	北の又井川線	南秋田郡井川町坂本字山崎38番地先

- 2 供用開始の期日 平成24年12月14日  
 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課  
 (2) 期間 平成24年12月14日から同月27日まで

**秋田県告示第656号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年12月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成24年11月30日  
 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
小田原建設株式会社  
湯沢市字大島89番地の10  
代表取締役 小田原 篤  
秋田県知事許可（特-24）第797号  
 3 処分の内容  
建築工事業に係る特定建設業許可の取消し  
 4 処分の原因となった事実  
平成24年11月30日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

**公 告**

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

平成24年12月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項  
 (1) 業務名  
平成24年度建設資材価格市況調査（2月調査）業務委託G K24-Y C  
 (2) 業務概要  
平成25年4月以降適用の秋田県設計資材価格の基礎資料作成業務 一式  
 (3) 履行期限  
平成25年3月21日  
 (4) 業務場所  
別途指定する場所  
 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 主たる営業所又は営業所を東北六県に有すること。
- (3) 過去10年以内に東北六県において、建設資材価格市況調査業務を元請として完了させた実績があること。ただし、特殊資材単品のみの建築関係資材及び産業廃棄物処理施設のみの特別調査は対象外とする。
- (4) 管理技術者は、建設資材価格市況調査業務に従事した経歴を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (7) 当該業務に係る入札説明書の交付を受けていること。

### 3 設計図書等を示す場所等

- (1) 本業務に係る設計図書、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県建設部技術管理課積算管理班  
(電話018-860-2419)

### (2) 交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成24年12月14日（金）から同月21日（金）までの期間、(1)の場所において随時交付する。

### 4 入札執行の日時及び場所

平成24年12月25日（火）午後1時  
秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁舎（本庁舎）6階西フロア会議室

### 5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第160条及び第161条に規定するところによる。ただし、財務規則第162条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

### 6 その他

#### (1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (2) 入札の無効

財務規則第166条に規定するところによる。

#### (3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

#### (4) 契約書作成の要否 要

#### (5) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要資料等を提出すること。

#### (6) その他

詳細は、入札説明書による。

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年12月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

### 1 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所 在 地	地目等	面 積 (㎡)	予定価格 (円)
1	仙北郡美郷町六郷字赤城27番1	宅 地	282.65	1,953,000
		居 宅	97.03	0

### 2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間



番号	場 所	期 間
1	仙北地域振興局総務企画部 総務経理課総務班 (電話 0187-63-5223) 〒014-0062 大仙市大曲上栄町13番62号	平成24年12月14日(金)から平成25年1月9日(水)まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

## 3 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
1	仙北地域振興局庁舎第1会議室	平成25年1月10日(木) 午前10時

## 4 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を2に掲げる期間内に2に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を除く。)

## 5 入札参加申込みに必要な書類等

## (1) 個人の場合

住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)

## (2) 法人の場合

法人の登記事項証明書

## 6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の5以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

## 7 入札の無効

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第166条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

## 8 予定価格

秋田県財務規則附則第7項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

## 9 その他

詳細に関しては、出納局財産活用課(電話018-860-2735)に照会のこと。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、峰浜土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年12月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 退任理事の住所及び氏名

山本郡八峰町峰浜水沢字大久保岱73番地

〃 〃 〃 〃 1番地

〃 〃 峰浜目名瀧字岩子83番地1

〃 〃 〃 〃 109番地

〃 〃 〃 字目名瀧98番地

〃 〃 〃 〃 117番地

〃 〃 峰浜水沢字大槻野東又156番地

〃 〃 〃 字水沢66番地4

〃 〃 〃 〃 173番地

〃 〃 〃 字三ツ森カッチキ台81番地

〃 〃 峰浜高野々字高野々39番地

田 村 芳 夫

田 村 利 満

芦 田 一 夫

鈴 木 末 春

堤 久 一

浦 島 美喜夫

金 平 保 夫

阿 部 富 廣

武 田 隆 一

鈴 木 鉄 義

武 内 浩

## 2 就任理事の住所及び氏名

山本郡八峰町峰浜水沢字大久保岱73番地

〃 〃 〃 〃 1番地

〃 〃 峰浜目名瀧字岩子83番地1

〃 〃 〃 〃 109番地

〃 〃 〃 字目名瀧98番地

田 村 芳 夫

田 村 利 満

芦 田 一 夫

鈴 木 末 春

堤 久 一

山本郡八峰町峰浜目名潟字目名潟117番地	浦 島 美喜夫
〃 〃 峰浜水沢字大槻野東又159番地	三 浦 勝 憲
〃 〃 〃 字水沢66番地 4	阿 部 富 廣
〃 〃 〃 〃 173番地	武 田 隆 一
〃 〃 〃 字三ツ森カッチキ台81番地	鈴 木 鉄 義
〃 〃 峰浜高野々字高野々39番地	武 内 浩
3 退任監事の住所及び氏名	
山本郡八峰町峰浜目名潟字岩子19番地	芦 田 勉
〃 〃 〃 字目名潟57番地	佐 藤 幸 一
〃 〃 峰浜水沢字水沢2番地	鈴 木 孝 夫
4 就任監事の住所及び氏名	
山本郡八峰町峰浜目名潟字岩子19番地	芦 田 勉
〃 〃 〃 字蝦夷倉19番地 1	長 門 彰 夫
〃 〃 峰浜水沢字水沢2番地	鈴 木 孝 夫

平成24年12月5日県営土地改良事業（常磐本郷地区農地集積加速化基盤整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項に基づき、公告する。

平成24年12月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、男鹿市払戸土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年12月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任監事の住所及び氏名	
男鹿市払戸字小深見53番地の2	三 村 広 栄
2 就任監事の住所及び氏名	
男鹿市払戸字横長根206番地の3	加 藤 博 多

### 選挙管理委員会告示

#### 秋選管告示第102号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設について指定した旨秋田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定に基づき、告示する。

平成24年12月14日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	指 定 年 月 日
秋田市勝平児童センター	秋田市新屋松美ガ丘東町10番10号	平成24年12月2日

#### 秋選管告示第103号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成24年12月14日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

3分の1の数 499

### 正 誤

平成24年12月11日（第2445号）掲載の労働委員会告示第2号（秋田県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、履歴等）

（原稿誤り）

秋田県労働委員会告示第2号は第3号の誤り

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078 (総務部広報広聴課)